

令和8年6月24日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年6月24日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社テイ商事（法人番号：1011802021116） 代表者 程 国文
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都千代田区神田平河町1第三東ビル5F (足立営業所) 東京都足立区花畑6-17-5-302
(4) 行政処分等の内容	輸送の安全確保命令
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和8年6月24日、指摘事項確認監査を実施。5件の違反が認められた。(1) 点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(2) 業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(3) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(4) 初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5) 運行指示書による指示等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 48点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)